

少年事件に関する決定書等の写しの送付について

平成13年4月27日家二第227号高等裁判所
長官、家庭裁判所長あて家庭局長通達

改正 平成19年10月24日家二第001220号
平成20年5月9日家二第000452号
平成20年12月12日家二第001429号
平成26年4月25日家一第280号

執務の参考のために必要ですから、標記の決定書等の写しを下記により送付してください。

記

第1 送付の対象となる決定書は、少年保護事件、準少年保護事件及び少年補償事件についての決定の決定書で、別表に掲げるものとする。ただし、別表の区分番号の3から5までの事件について独立の決定書が作成されなかった場合（少年保護事件記録の表紙の裏面を利用した場合など）には、決定書の写しの送付を要しない。

第2 決定書の写しの送付については、次の方法による。

1 決定書の写しは、各1部を決定の告知のあった月の翌月20日までに1箇月分ずつ取りまとめ、別紙様式による送付書を添付して送付する。

なお、家庭裁判所においては高等裁判所経由を要しない。

2 送付すべき決定書がない場合には、その旨の通知を要しない。

3 決定書の写しの1枚目上部に、告知の年月日及び抗告又は変更の申出の有無を記載する。

なお、別表の区分番号5の事件について独立の決定書が作成されなかった場合には、移送決定の決定書の写しの1枚目上部に、家庭裁判所の終局決定の年月日、決定名及び事件番号を記載する。

4 少年保護事件についての保護処分決定の決定書の写しには、別表の備考欄に記載の書面のほか、次の書面を添付する。

(1) 少年法第24条第2項の規定による環境調整命令が行われた場合には、環境調整命令書の写し

(2) 少年審判規則第38条第2項の規定による処遇勧告が行われた場合には、処遇勧告書の写し

付記（平成13.4.27家二第227号）

1 この通達は、平成13年5月1日から実施する。

2 平成9年9月30日付け最高裁家二第380号家庭局長通達「少年事件に関する決定書等の写しの送付について」は、平成13年4月30日限り、廃止する。

付記（平成19.10.24家二第001220号）

この通達は、平成19年11月1日から実施する。

付記（平成20.5.9家二第000452号）

この通達は、平成20年6月1日から実施する。

付記（平成20.12.12家二第001429号）

この通達は、平成20年12月15日から実施する。

付記（平成26.4.25家一第280号）

この通達は、平成26年5月1日から実施する。

(別表)

区分番号	送付の対象となる決定書	送付庁	備考
1	憲法、法律又は最高裁判所規則の解釈について将来の事件取扱い上参考となる判断を示した決定の決定書	決定をした家庭裁判所 (支部については、本庁)	
2	事実認定又は処遇選択に關し将来の事件取扱い上参考となる決定の決定書	同 上	
3	少年法第33条第2項の規定による差戻し又は移送を受けた事件についてした決定の決定書	同 上	
4	少年法第45条第5号ただし書及び第42条の規定による再送致を受けた事件についてした決定の決定書	同 上	
5	少年法第55条の規定による移送決定及びこれを受けた事件についてした決定の各決定書	移送決定を受けた事件について決定をした家庭裁判所(支部については、本庁)	両決定書の写しを併せて同時に送付
6	少年法第26条の4第1項の決定の決定書	決定をした家庭裁判所 (支部については、本庁)	
7	少年法第27条の2第1項及び第2項本文の規定による保護処分取消事件についてした決定の決定書	同 上	
8	少年の保護事件に係る補償に関する法律第5条第1項(補償をしない場合を含む。)及び第3項並びに第6条第1項の決定の決定書	同 上	基本事件の決定書の写しを添付

9	少年保護事件及び準少年保護事件に関する抗告事件についての決定で、将来の事件取扱い上参考となる法律判断、事実認定又は処遇選択に関する判断をしたもの	決定をした高等裁判所（支部については、本庁）	抗告申立書又は抗告受理申立書（抗告の理由又は抗告受理申立ての理由について別途書面が作成されている場合には、その書面を含む。）及び原審の決定書の写しを添付
10	その他将来の事件取扱い上参考となる決定の決定書	決定をした高等裁判所又は家庭裁判所（支部については、本庁）	

(注)

1 この表の決定として考えられる具体的な例を参考までに示すと、次のとおりである。

(1) 区分番号1の例

憲法、少年法、少年審判規則、少年院法又は更生保護法の解釈について何らかの判断を示した決定

(2) 区分番号2の例

- ア 合議体で審判をする旨の決定を合議体でした事件についての決定
- イ 審判に検察官を出席させる旨の決定をした事件についての決定
- ウ 事実認定について補足説明を示したもの
- エ 事実認定に際し職権証拠調べ又は補充捜査依頼を行い、その経過、結果等を決定書の中で示したもの
- オ 証拠能力又は証明力に関して参考となる判断を示したもの
- カ 違法性阻却事由又は責任阻却事由の存否について具体的に判断を示したもの
- キ 送致事実と異なる事実を認定し、その理由を具体的に示したもの
- ク 非行の証明がないことを理由として審判不開始決定又は不処分決定をした事件で、その理由を具体的に示したもの
- ケ 要保護性の認定又は処遇決定の理由を詳細に示したもの
- コ 少年法第24条第1項ただし書の規定による14歳未満の少年に対する少年院送致決定
- サ 少年院送致決定に伴い処遇勧告が行われた事件で、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 短期処遇を行うことが相当であるとして、その理由等を具体的に示したもの
 - (イ) 長期処遇の対象となる少年の処遇期間について、比較的短期間の矯正教育をもつて足りるとしたもの又は通常の処遇期間より長期間の矯正教育が必要であるとしたもの
 - (ウ) 少年院の処遇について特別の希望意見を述べたもの
- シ 日本語に通じない外国人少年を保護処分に付したもの
- ス 少年法第20条の規定に基づく検察官送致決定において、その理由を詳細に示したもの又は決定時16歳未満の少年に係るもの
- セ 少年法第20条第2項の事件について同項ただし書によったもの

(3) 区分番号9の例

ア 憲法、少年法、少年審判規則、少年院法又は更生保護法の解釈の解釈について詳細な判断を示したもの

イ 審判手続の法令違反、法令の適用の誤り又は事実誤認を理由とする抗告に対して詳細な判断を示したもの

(4) 区分番号10の例

ア 共犯者が多数の事件についての決定で参考になると認められるもの

イ 少年法第24条第2項の規定により環境調整に関する措置を命じたもの

ウ 少年法第31条第1項の規定により費用の徴収を命じたもの

エ 共犯少年の事件を併合審理するなど審判運営上特別の取扱いをしたもの

オ 少年法第35条第1項の再抗告がされた高等裁判所の決定

カ その他刊行物等に掲載する裁判例として相当なもの

2 区分番号8については、他の区分番号の決定書に該当するとして基本事件の決定書の写しを既に送付している場合又は同時に送付する場合には、基本事件の決定書の写しの添付を要しない。この場合には、別紙様式による送付書の備考欄に基本事件の決定書の進行番号を記載する。

(別紙様式)

少年事件の決定書等写し送付書(年月分)

(庁名)

裁判所

進行番号	本庁又は支部の別	決定等年月日	事件番号	区分番号	備考
	(記載例)				
15	本 庁	26. 12. 3	26(少)3172 3173	1	
16	本 庁	26. 12. 5	26(少ロ) 2	8	基本事件は、進行番号15として送付
17	地裁(○○支) ○○支部	26. 12. 3 26. 12. 14	26(わ) 622 26(少) 217	5	
18	本 庁	26. 12. 19	26(少ハ) 5	6	

(最末一)

(注)

- 記載の順序は、決定等のあった年月日（別表の区分番号5については、家庭裁判所の終局決定日を基準とする。）の順による。
- 「進行番号」欄は、毎年1月から12月まで一連番号とする（前月の最後の番号に1を加えた番号を当月の最初の番号とする。）。
- 「区分番号」欄には、別表の区分番号を記載する。